

# 当院では一部のお薬に対して、 一般名処方を実施しております

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。これにより先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

そのため保険薬局にて、お薬の選択について患者さんご自身の希望を確認される場合がありますが、この一般名処方のメリットはジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。

※医師が商品名を指定して処方する場合や、後発品が存在しないお薬などに対しては、今まで通りの商品名での記載となります。

※処方せんには 【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。

【記載例】 【般】△△△△△錠60mg 3錠 1日3回毎食後 7日分

→【般】の文字がついたお薬が、一般名処方されたお薬になります。

The image shows two examples of medical prescriptions (処方せん) side-by-side. The left prescription shows a brand name '○○○錠' (Ooo Tablets) with a yellow callout bubble pointing to it that says '商品名で記載' (Recorded as brand name). The right prescription shows a generic name '【般】△△△錠' (Gen. Delta-Delta-Delta Tablets) with a blue callout bubble pointing to it that says '一般名で記載' (Recorded as generic name). Both prescriptions specify '10mg 1錠' (10mg 1 tablet) and '分1 就寝前 7日分' (1 day, before bedtime, 7 days supply).

ご不明な点がございましたら薬剤師にご相談ください。

令和6年4月

